

はらまち訪問リハビリステーション (介護予防) 訪問リハビリテーション運営規程

第1条 特定医療法人社団研精会が開設する介護老人保健施設デンマークイン新宿（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 : はらまち訪問リハビリステーション

(2) 所在地 : 東京都新宿区原町2丁目43番地 1階

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

医師 1名

理学療法士 3名

作業療法士 0名

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビ

リテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて1kmにつき50円。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、新宿区とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前（3）号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所が定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 13 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

- 第 14 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第 15 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当事業所は、全ての従業者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

- 第 16 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める特定医療法人社団研精会の就業規則による。

(職員の健康管理)

- 第 17 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第 18 条 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 19 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 20 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
 - 3 当事業所は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 指定訪問リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、特定医療法人社団研精会介護老人保健施設デンマークイン新宿の役員会において定めるものとする。

附 則

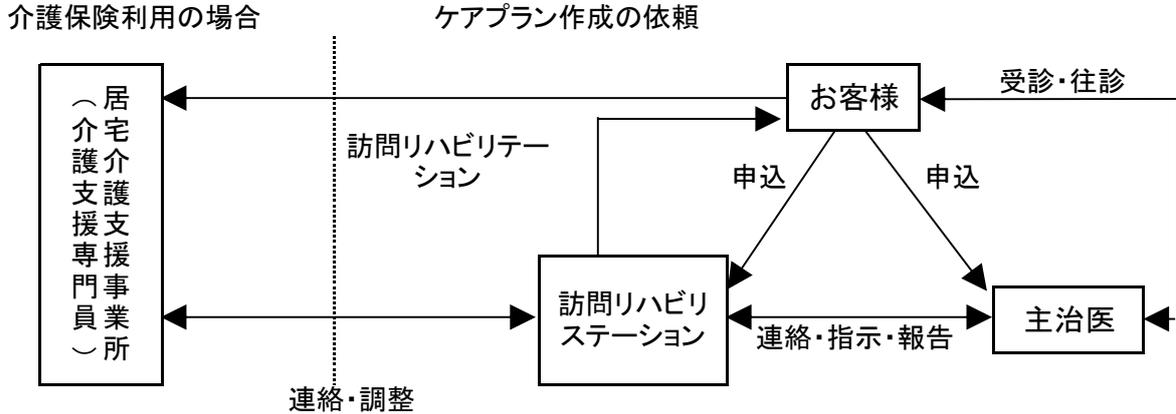
この規定は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正
平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

訪問リハビリテーションサービスのご案内(重要事項説明書)

はらまち訪問リハビリステーション

1 訪問リハビリテーションのお申込からサービス開始まで



訪問リハビリテーションは、理学療法士または作業療法士などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方のリハビリテーションを行うサービスです。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながらリハビリテーションを行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは訪問リハビリステーションまたは、主治医、介護支援専門員にご相談ください。訪問リハビリテーションを利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問リハビリステーションに提供されます。

2 訪問リハビリテーションサービスの内容

- ・日常生活の自立支援
- ・心身機能の維持、回復
- ・基本動作訓練
- ・関節可動域訓練
- ・住宅改修の助言
- ・福祉用具の選択若しくは利用方法の指導
- ・家族など介護者の支援

3 営業日時のご案内

- 営業日: 月曜日から金曜日まで
- 休日: 土・日・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)
- 営業時間: 午前9時から午後5時まで

4 ご利用料金など

基本利用料	基本単位(20分以上)		308単位/回
	リハビリテーション マネジメント加算	イ	180単位/月
		ロ	213単位/月
	事業所の医師が利用者又はその家族に説明した場合		270単位/月
	サービス提供体制強化加算 I		6単位/回
	短期集中リハビリテーション実施加算	起算日より 3ヶ月以内	200単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位/日		

※1単位: 11.1円

5 ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

6 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7 虐待防止の対応

- 虐待防止担当者： 五十嵐 由香里

8 苦情のご相談は

- 担当窓口： Tel 03-3341-3640
担当者： 五十嵐由香里
相談時間： 午前9時から午後5時まで

9 はらまち訪問リハビリステーションの従業者

管理者 堀 雄一
(理学療法士) 五十嵐由香里 伊達静 菅野初哉
(作業療法士)

10 はらまち訪問リハビリステーションの沿革

・平成15年12月3日介護保険法に基づく指定訪問リハビリテーション事業所として指定を受ける。

11 営業地域

新宿区

12 事業者概要

事業者	特定医療法人 研精会
事業所の名称	はらまち訪問リハビリステーション
代表者氏名	堀 雄一
事業所指定番号	1370402289
事業所の住所	東京都新宿区原町2丁目43番地 1階
連絡先	営業時間内: Tel 03-3341-3640 Fax 03-3341-3650
最寄の駅	地下鉄大江戸線 牛込柳町駅 西口徒歩1分

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用料金表

令和6年6月1日

(1) 訪問リハビリテーション

1) 基本料金（1回当り）

・訪問リハビリテーション費 342円

2) 加算料金

・短期集中リハビリテーション実施加算 222円
 ・リハビリテーションマネジメント加算（イ） 200円
 ・リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 237円
 ・リハビリテーションマネジメント加算 300円
 ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 267円
 ・口腔連携強化加算 56円
 ・計画診療未実施減算 -56円
 ・退院時共同指導加算 666円
 ・移行支援加算 19円
 ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 7円
 ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 4円

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

1) 基本料金（1回当り）

・訪問リハビリテーション費 331円

2) 加算料金

・短期集中リハビリテーション実施加算 222円
 ・口腔連携強化加算 56円
 ・計画診療未実施減算 -56円
 ・12月超減算 -34円
 ・退院時共同指導加算 666円
 ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 7円
 ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 4円